

介護保険の施設サービス利用時における食費の一部引き上げ

住民税非課税世帯等の利用者については、負担限度額認定申請をしていただくことにより、利用者負担額の限度額が低く抑えられますが、令和3年8月利用分から在宅で暮らす方との食費・居住費に係る公平性や負担能力に応じた負担を図る観点から、一定額以上の収入や預貯金等をお持ちの方の食費の負担限度額が引き上げられます。

【変更点】

- ◆食費の負担限度額が施設サービスと短期入所サービスに細分化され、一部引き上げられます。
- ◆第3段階が細分化されます。
- ◆第2段階、第3段階①、第3段階②の預貯金等の合計額の基準が変更になります。

利用者負担段階		居住費等の負担限度額					食費の負担限度額	
		ユニット型 個室	ユニット型 個室の多床室	従来型 個室	多床室	施設サービス	短期入所サービス	
第1段階	①本人および世帯全員が住民税非課税世帯である 老齢福祉年金の受給者 ②生活保護の受給者	820円	490円	(特養等) 320円 (老健・療養等) 490円	0円	300円	300円	
第2段階	本人および世帯全員が住民税非課税世帯であって 合計所得金額+課税年金 収入額+非課税年金収入 額が80万円以下	820円	490円	(特養等) 420円 (老健・療養等) 490円	370円	390円	600円	
第3段階 ①	本人および世帯全員が住民税非課税世帯であって 合計所得金額+課税年金 収入額+非課税年金収入 額が80万円超～120 万円以下	1,310円	1,310円	(特養等) 820円 (老健・療養等) 1,310円	370円	650円	1,000円	
第3段階 ②	本人および世帯全員が住民税非課税世帯であって 合計所得金額+課税年金 収入額+非課税年金収入 額が120万円超	1,310円	1,310円	(特養等) 820円 (老健・療養等) 1,310円	370円	1,360円	1,300円	
第4段階 基準費用額	住民税課税世帯または下 記の(ア)(イ)のいずれかに 該当する	2,006円	1,668円	(特養等) 1,171円 (老健・療養等) 1,668円	855円	1,445円	1,445円	

(ア)住民税非課税世帯でも、世帯分離している配偶者が住民税課税者である場合

(イ)住民税非課税世帯で、世帯分離している配偶者が住民税非課税者でも、預貯金額が一定額を超える場合

第2段階：預貯金等が単身 650万円、夫婦 1,650万円を超える人

第3段階①：預貯金等が単身 550万円、夫婦 1,550万円を超える人

第3段階②：預貯金等が単身 500万円、夫婦 1,500万円を超える人

(ア)(イ)のいずれかに該当する場合、利用者負担段階の軽減が適用されなくなります。

介護保険のお知らせ

【問い合わせ先】
健康介護支援課 社会長寿班
☎52-9280

介護保険料の納入通知書を7月初旬に発送します。介護保険料に関する詳しい内容については、通知書に同封するお知らせ文書をご確認ください。

香美市の介護保険料（第1号被保険者）【令和3年度の額】

所得段階	対象者	保険料率	年額保険料
第1段階	老齢福祉年金の受給者で、本人および世帯全員が住民税非課税の場合 生活保護の受給者 本人および世帯全員が住民税非課税で、課税年金収入額+合計所得金額が80万円以下	0.30%	20,700円
第2段階	本人および世帯全員が住民税非課税で、課税年金収入額+合計所得金額が80万円を超え120万円以下	0.45%	31,100円
第3段階	本人および世帯全員が住民税非課税で、課税年金収入額+合計所得金額が120万円を超える	0.75%	51,800円
第4段階	本人が住民税非課税 課税年金収入額+合計所得金額が80万円以下	0.85%	58,700円
第5段階	本人が住民税非課税 課税年金収入額+合計所得金額が80万円を超える	1.00%	69,000円
第6段階	本人が住民税課税で合計所得金額が120万円未満	1.15%	79,400円
第7段階	本人が住民税課税で合計所得金額が120万円以上210万円未満	1.30%	89,700円
第8段階	本人が住民税課税で合計所得金額が210万円以上320万円未満	1.55%	107,000円
第9段階	本人が住民税課税で合計所得金額が320万円以上	1.80%	124,200円

納付が困難な場合は、お早めにご相談ください。

災害・倒産・病気等により生活が著しく困窮し、納付が困難な場合には、申請により保険料が徴収猶予または減免されることがあります。また、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等により介護保険料(令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に納期限がある第1号保険料)を納めることが困難な方に対しては、次の基準に該当する場合に保険料が減免されることがあります。

- ①新型コロナウイルス感染症により、その属する世帯の主たる生計維持者が死亡し、または重篤な傷病を負った65歳以上の被保険者
- ②新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入または給与収入（以下「事業収入等」という）の減少が見込まれ、次のアおよびイに該当する65歳以上の被保険者

ア 事業収入等のいずれかの減少額（保険金、損害賠償等により補填されるべき金額があるときは、当該金額を控除した額）が前年の当該事業収入等の額の10分の3以上。

イ 減少が見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下。